



(I) 私法の原則

私たち個人や法人といった私人同士の関係についてのルールを私法という。

[¹]: 私法全体の一般原則。物の所有・契約等が規定された**財産法**、夫婦・親子・相続等の**家族法**で構成

■ **権利能力平等の原則** ※以下で登場する「法律行為」は、「契約」と読み替えるとわかりやすい。

・ [²]: 出生した人であれば、だれでも与えられる資格。私法に基づき権利や義務を行使する。



自分で意思決定ができる

・ [³]: 自己の行為の結果を理解できる能力で、一般的には7~10歳程度の知的能力。
幼児や知的障害者、泥酔者などは意思能力がないとされ、法律行為は無効となる。



単独で法律行為ができる

・ [⁴]: 自ら単独で有効な法律行為ができる能力。**取引経験の少ない未成年^{※1}**、病気や加齢によって判断力が不十分な**高齢者^{※2}**は、契約などの法律行為をすることができない。

※1 [⁵]: 未成年が誤って一人で契約した場合、その契約を取り消すことができる。

※2 [⁶]: 成年ではあるが行為能力が乏しい人に対し、契約することを助ける制度。

Think... 民法改正により18歳でできることを区別しよう

18歳で出来ること→A **18歳ではできないこと→B** をそれぞれ記入

- | | | |
|----------|-------------------|--------------|
| ・ 契約 [] | ・ クレジットカード作成 [] | ・ 飲酒や喫煙 [] |
| ・ 結婚 [] | ・ 公営ギャンブルで賭ける [] | ・ 選挙の立候補 [] |
| ・ 選挙 [] | ・ 普通自動車免許取得 [] | ・ 性別変更 [] |

若者の社会参画を促し活力ある社会にする狙いや、OECD加盟国の9割以上が成年年齢を18歳以上に設定しているという世界の動きを踏まえ、民法が改正された。

■ **所有権絶対の原則** ... 物の持ち主はその物を自由に扱うことができる

■ **私的自治の原則** ... 私的な関係を自由意思に基づいて築き上げることができる

これらの原則は公共の福祉に反する形や[⁷](生活の秩序に反する)場合では制限されることもある。

補足 **過失責任の原則** **個人の自由で行動ができる ⇔ 自由な活動の責任は自分で引き受ける**

[⁸](意図的)・[⁹](不注意)による行為によって相手に損害を与えた場合、損害賠償を請求されることもある。逆に過失がなければ賠償責任は無いため(**過失責任の原則**)、損害を与えないように必要な注意を払うことが大切である。

※**製造物責任法(PL法)**は、製造者の過失にかかわらず商品の欠陥が認められれば賠償等の責任を負う法律。
このような**無過失責任**を定める特別法も存在する。

(II) 契約とは

Work👁 チケット転売を例に、契約について考える

Q1 転売サイトで「ドームアリーナ席確約！」という商品を購入したが、届いたのがスタンド席だった。解約できる？

(できる ・ できない) 民法第96条により[]による契約は[]

Q2 転売サイトで購入したチケットを持って行ったが、本人確認で引っ掛かり入場できなかった。賠償を請求できる？

(できる ・ できない) []

Q3 18歳以上のふりをしてチケット購入をしたがトラブルに遭遇。未成年取消権を用いれば、契約の取り消しができる？

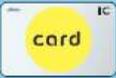
(できる ・ できない) []

■ 契約の種類

- ・ [10] []…あるものを売りたい人と買いたい人が合意して成立する契約【代金⇄物】
 - ・ [11] []…建物や車などを賃料を払って借りる契約
 - ・ [12] []…労働者と使用者の間で成立する契約
 - ・ [13] []…銀行などから金を借りる契約
- 約束した利息とともに期限内に返済する。金を返せない場合に差し出す[14] []や、借主の代わりに返済を肩代わりする[15] []の設定が必要

■ 現金以外の支払い

技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払い方法が広がってきている。その中でも、カードで代金を支払う方法は、手間がかからず便利であるが、特徴を理解しておくことが大切になる。それぞれの支払い方法のメリット・デメリットをまとめてみよう。

種類	プリペイドカード 	現金 	デビットカード 	クレジットカード 
払い方	前払い	即時払い		後払い
方法	商品やサービスを受け取る前にあらかじめ支払う	商品やサービスと引き換えにその場で支払う	商品やサービスの引き換えと同時に口座から引き落とされる	商品やサービスを先に受け取り、期日が来たら代金を支払う
メリット				
デメリット				

【選択肢】

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ① 現金を持たずに買い物ができる ② 分割払いなど自分に合った支払い方法を選べる ③ 入金している金額以上の買い物はできないので、使い過ぎを防止できる ④ 残っている金額が分かり、使い過ぎを防止できる
------	---

デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 使い過ぎでしまい、返済ができなくなる可能性がある ⑥ 持っている現金以上の買い物はできない ⑦ 口座にある金額以上の買い物はできない ⑧ カードの残高が分かりにくい ⑨ 支払方法によっては手数料がかかる
-------	---

* クレジットとは credit = 「[16] []」という意味を持つ。クレジットカードの支払いは、カード会社が消費者を信用し、先にお金を建て替えることで成り立っており、一時的に借金をしているということである。支払期日までにお金が準備できていないと、返済滞納ということになり、最悪の場合にはカード利用停止やブラックリスト入り(以後のローン契約やクレカ作成に影響)となってしまう。安易に使わないこと！



(I) 私法の原則

私たち個人や法人といった私人同士の関係についてのルールを私法という。

[¹ **民法**] : 私法全体の一般原則。物の所有・契約等が規定された**財産法**、夫婦・親子・相続等の**家族法**で構成

■ **権利能力平等の原則** ※以下で登場する「法律行為」は、「契約」と読み替えるとわかりやすい。

・ [² **権利能力**] : 出生した人であれば、だれでも与えられる資格。私法に基づき権利や義務を行使する。

↓ **自分で意思決定ができる**

・ [³ **意思能力**] : 自己の行為の結果を理解できる能力で、一般的には7~10歳程度の知的能力。

幼児や知的障害者、泥酔者などは意思能力がないとされ、法律行為は無効となる。

↓ **単独で法律行為ができる**

・ [⁴ **行為能力**] : 自ら単独で有効な法律行為ができる能力。取引経験の少ない未成年^{※1}、病気や加齢によって判断力が不十分な高齢者^{※2}は、契約などの法律行為をすることができない。

※1 [⁵ **未成年者取消権**] : 未成年が誤って一人で契約した場合、その契約を取り消すことができる。

※2 [⁶ **成年後見制度**] : 成年ではあるが行為能力が乏しい人に対し、契約することを助ける制度。

Think... 民法改正により18歳でできることを区別しよう

18歳で出来ること→A **18歳ではできないこと→B** をそれぞれ記入

- | | | |
|-------------------|----------------------------|-----------------------|
| ・ 契約 [A] | ・ クレジットカード作成 [A] | ・ 飲酒や喫煙 [B] |
| ・ 結婚 [A] | ・ 公営ギャンブルで賭ける [B] | ・ 選挙の立候補 [B] |
| ・ 選挙 [A] | ・ 普通自動車免許取得 [A] | ・ 性別変更 [A] |

若者の社会参画を促し活力ある社会にする狙いや、OECD加盟国の9割以上が成年年齢を18歳以上に設定しているという世界の動きを踏まえ、民法が改正された。

■ **所有権絶対の原則** ... 物の持ち主はその物を自由に扱うことができる

■ **私的自治の原則** ... 私的な関係を自由意思に基づいて築き上げることができる

これらの原則は公共の福祉に反する形や[⁷ **公序良俗**] (生活の秩序に反する) 場合には制限されることもある。

補足 **過失責任の原則** 個人の自由で行動ができる ⇔ 自由な活動の責任は自分で引き受ける

[⁸ **故意**] (意図的)・[⁹ **過失**] (不注意)による行為によって相手に損害を与えた場合、損害賠償を請求されることもある。逆に過失がなければ賠償責任は無いため(**過失責任の原則**)、損害を与えないように必要な注意を払うことが大切である。

※**製造物責任法(PL法)**は、製造者の過失にかかわらず商品の欠陥が認められれば賠償等の責任を負う法律。このような**無過失責任**を定める特別法も存在する。

(II) 契約とは

Work👁️ チケット転売を例に、契約について考える

Q1 転売サイトで「ドームアリーナ席確約！」という商品を購入したが、届いたのがスタンド席だった。解約できる？

(できる ・ できない) 民法第96条により[**詐欺**]による契約は[**取り消しが可能**]

Q2 転売サイトで購入したチケットを持って行ったが、本人確認で引っ掛かり入場できなかった。賠償を請求できる？

(できる ・ できない) [**公式サイト以外での購入は、上記のような措置で入場不可の場合あり。自己責任となる。**]

Q3 18歳以上のふりをしてチケット購入をしたがトラブルに遭遇。未成年取消権を用いれば、契約の取り消しができる？

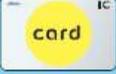
(できる ・ できない) [**未成年者取消権はあるが、偽って契約した場合は適用外となる。**]

■ 契約の種類

- ・ [10] **売買契約**]…あるものを売りたい人と買いたい人が合意して成立する契約【代金⇄物】
- ・ [11] **貸借契約**]…建物や車などを賃料を払って借りる契約
- ・ [12] **労働契約**]…労働者と使用者の間で成立する契約
- ・ [13] **消費貸借契約**]…銀行などから金を借りる契約
 約束した利息とともに期限内に返済する。金を返せない場合に差し出す[14] **担保**]や、
 借主の代わりに返済を肩代わりする[15] **保証人**]の設定が必要

■ 現金以外の支払い

技術の進歩によって、現金で即時に支払う以外にも、様々な支払い方法が広がってきている。その中でも、カードで代金を支払う方法は、手間がかからず便利であるが、特徴を理解しておくことが大切になる。それぞれの支払い方法のメリット・デメリットをまとめてみよう。

種類	プリペイドカード 	現金 	デビットカード 	クレジットカード 
払い方	前払い	即時払い		後払い
方法	商品やサービスを受け取る前にあらかじめ支払う	商品やサービスと引き換えにその場で支払う	商品やサービスの引き換えと同時に口座から引き落とされる	商品やサービスを先に受け取り、期日が来たら代金を支払う
メリット	①③	④	①③④	①②
デメリット	⑧	⑥	⑦	⑤⑨

【選択肢】

メリット	① 現金を持たずに買い物ができる ② 分割払いなど自分に合った支払い方法を選べる ③ 入金している金額以上の買い物はできないので、使い過ぎを防止できる ④ 残っている金額が分かり、使い過ぎを防止できる
------	---

デメリット	⑤ 使い過ぎでしまい、返済ができなくなる可能性がある ⑥ 持っている現金以上の買い物はできない ⑦ 口座にある金額以上の買い物はできない ⑧ カードの残高が分かりにくい ⑨ 支払方法によっては手数料がかかる
-------	---

* クレジットとは credit = 「[16] **信用** 」という意味を持つ。クレジットカードの支払いは、カード会社が消費者を信用し、先にお金を建て替えることで成り立っており、一時的に借金をしているということである。支払期日までにお金が準備できていないと、返済滞納ということになり、最悪の場合にはカード利用停止やブラックリスト入り(以後のローン契約やクレカ作成に影響)となってしまう。安易に使わないこと！